

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成27年3月20日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	岡田荘史
同	寺澤和男

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成23年度 定期監査（前期・後期）（23監査第111号）分

指摘事項		当初措置状況 (24年度)	平成25年度の措置状況	平成26年度の措置状況	担当課
1 重点事項 (1) 規則に則った補助金等交付事務を行うべきもの (報告書3ページ)	団体への補助金について、補助金交付要綱等が規定されていないため、補助金の算出根拠が不明瞭なものが見受けられた。	当該補助金について、補助対象経費の見直しも含めた新たな補助金交付要領の制定を、24年度中に行う予定である。	補助金の交付基準について、補助対象となる経費の基準及び補助率の上限(2分の1以内)を設けた要領を作成し、平成26年度から要領に基づいた交付事務を行う。	平成26年4月1日付けで要領を制定し、制定時に基準に適合する祭りから運用を開始した。各まつりの実行委員会・地元に対する指導等を引き続き実施しながら、改善を図って行く。	観光振興課